解雇無効確認等請求事件
訴状

請求の趣旨

一、被告が原告らに対してなした昭和六三年六月二九日付の解雇の意思表示は無効であることを確認する。

二、被告は原告らに対し、昭和六三年六月三〇日以降別紙請求目録記載の各金員を同目録の各停年退職年月日まで毎月分を翌月一五日限り支払え。

三、訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに第二項につき仮執行の宣言を求める。

請求の原因

一、当事者

被告は、石炭の採掘及び売買等を業とし、資本金二五億円を有する株式会社であり、昭和四八年四月二七日訴外三井鉱山株式会社の石炭生産部門を分離独立させて同社の持株一〇〇%の子会社として設立され、同年一〇月一日より営業を開始したものである。被告は、石炭採掘の鉱業所として北海道に芦別鉱業所、九州に三池鉱業所をおき、我が国最大の石炭採掘量を誇っている。なお、三池鉱業所の昭和六三年三月末現在の従業員数は約三、三〇〇名である。

原告らは、被告三池鉱業所において一般職社員として雇用されていたものであり、また被告従業員で組織された三池炭鉱労働組合（以下、三池労組という）の組合員である。なお、三池鉱業所には他に一般職社員で構成する三池炭鉱新労働組合（以下、新労という）がある。

二、解雇の意思表示

被告は、昭和六三年六月二一日付書面で原告らに対し、「昭和六三年度以降の生産計画を見直すとともに、人員縮小を行うことになり、やむを得ない措置として一般職社員就業規則第十四条四号、同条七号に基づき昭和六三年六月末日現在で満五三歳以上の方に退職をお願いすることになりました。つきましては、貴殿がこれに該当するため昭和六三年六月二九日付で会社都合解雇いたします」旨通知し、原告らをいずれも昭和六三年六月二九日をもって解雇したものとして処遇している。

三、本件解雇に至る経緯

1、被告は三池労組及び新労に対し、昭和六三年四月二八日、石炭の需要減と貯炭増の状況を勘案すると経営環境が悪化し人員計画上余剰人員が生じることとなったとして、三池鉱業所において一般職社員六一〇人の人員削減を、まず希望退職で募集し、これが右人員数に満たない場合には五二歳以上の者を解雇する旨の提案をした。

2、被告は、この提案につき三池労組と昭和六三年五月二四日から同月二六日までの間、希望退職を中心とした団体交渉を行ったが、交渉は決裂した。被告は同月三〇日から同年六月九日までの一一日間希望退職の募集を三池労組の反対にもかかわらず強行し、その結果二九八名の一般職社員が希望退職に応募した。

3、その後、昭和六三年六月一四日から同月一六日までの間の解雇を中心とした団体交渉の中で、被告は三池労組に対し、同月一六日、同年一二月三一日までに満五三歳以上に達する者を解雇の対象とし、同年六月三〇日までに満五三歳以上に達する者の退職日は同月二九日、同年七月一日以降一二月三一日までに満五三歳に達する者の退職日は同月三〇日とするとの最終回答をして、交渉は決裂した。これによる一般職社員の解雇対象者は、第一次（六月末）で二一四名、第二次（一二月末）で五七名となった。

4、三池労組は、これまでの団体交渉において被告に誠意がなかったことから、昭和六三年六月一六日、福岡県地方労働委員会に対し誠実団交の開催を内容とするあっせん申請を行った。地労委は、同月二三日双方より事情を聴取したものの、被告のあっせん拒否の態度表明により同日右事件は不調で終了した。なお、被告は地労委の右事件の事情聴取前の昭和六三年六月二一日付で前記解雇通知書を作成し発送している。

四、本件解雇の無効

本件解雇は、被告がその経営の危機を克服するため人員削減が必要であるとして、就業規則第一四条、4号（事業を休廃止または縮小したとき）、7号（前各号のほか、やむを得ない事由があると認めたとき）を理由に、実施されたいわゆる整理解雇である。

整理解雇は、企業の経営危機克服という一方的理由のために、労働者が全く責むべき事情なしに会社から放逐され、生活の糧を得るべき従業員としての地位を失わしめるものであるから、それが有効とされるためには厳格な要件が必要とされる。すなわち、整理解雇が有効とされるためには、以下四つの要件を充たすことが必要であるが、本件ではそのいずれも充たさないものであり、解雇権の濫用にあたるものとして、無効なものである。

1、第一の要件は、企業が客観的にみて経営危機に陥り、人員削減をしなければその存続が危ぶまれる状態にあることである。

本件では、被告がそのような状態にあるものとは、とうていいえないところである。

仮りに被告において現在一定の経営困難が有するとしても、以下述べるような諸事情からみて、地域的にも社会的にも特に大きな責任を負うべき被告が、本件のような重大な結果をまねくような整理解雇を行うことが社会的にも正当化しうる程度の経営危機に陥っているとは、とうていいえないものである。

もともと国内の唯一のエネルギー資源である石炭を採掘するものとして国の手厚い保護育成を受けながら、三井資本は炭鉱の経営により膨大な利益を上げ、これを三井グループの各企業の設立、発展のために使い、今日、三井資本は日本でも有数の財閥となっているのである。大牟田・荒尾は、その三井の会社町として形成されたものである。

三池炭鉱の大幅な人減らし合理化は、一方では、そこで働く労働者・家族だけでなく、相次ぐ三井企業の合理化とともに、直接または間接的に地域社会に深刻な影響を与えずにはおかないものである。

他方では、いわゆる昭和三五年の三池大争議後の大合理化の下での保安軽視の結果が、昭和三八年一一月九日、三池炭じん大爆発による重大災害をもたらしたように、本件人べらし合理化は、必然的に保安軽視をもたらし、重大な労働災害を再発させる危険性を招来する。

被告が、このように企業の利益だけを最優先させ、その犠牲を全く安易に労働者・地域住民だけにしわよせすることは、社会正義に反するものといわねばならない。

2、第二の要件は、整理解雇を行うにあたっては、それを回避するために最大限度の努力が尽くされなければならないということである。

本件では、最大の努力が尽くされたとはとうていいえないものである。そのことは、例えば被告が国の石炭政策がすでに国内炭の大幅な縮小に向かっていた昭和五七年から六一年までの間に八〇〇名を超える新規採用をつづけており、経営者の全く怠慢により、結果として整理解雇を回避する努力とは全く逆の方向の措置をとりつづけた一事を掲げても明らかである。

3、第三の要件は、労働組合等労働者側に対して客観的な事態の説明がなされ、人員削減の時期、規模、方法等について十分な協議が尽くされなければならないということである。

本件では、前述したように、整理解雇の必要性も認められないのに、その説明もほとんどないまま形ばかりの団交を重ねたにとどまっており、とうてい十分な協議がなされたとはいえないものである。

すなわち被告は、本件のような重大な整理解雇問題を昭和六三年四月二八日にはじめて三池労組に提案し、その後わずか都合一回の団体交渉（同年六月一四日から同月一六日まで）を形ばかりに行い、提案からわずか二ケ月も経っていない同年六月二一日には本件整理解雇を強行した。しかも被告は、当初から三池労組との団交では不誠意な態度に終始してきた。

このため三池労組は、前述のようにやむなく昭和六三年六月一六日、福岡県地方労働委員会に誠実団交の開催をあっせん事件として申立てたが、被告は公平な第三者機関のあっせんを受けることすら拒絶した。

このように被告は、三池労組らの主張・要求・釈明要求等に一切耳を貸さず、被告の決定した既定のスケジュール通りに、全く十分な協議義務を尽くさないまま、本件整理解雇を強行したものである。

4、第四の要件は、被解雇者の人選基準が合理的であって、具体的な適用も公平になされなければならないということである。ところが本件では、この要件も充たしていない。

今日停年の延長が時代の趨勢になっているのに、本件では実質的に停年を引下げるものであって、このことについては労働省も時代に逆行する好ましくないものとしてその回避を指導したほどである。このように、その基準が合理的なものでないことは明らかである。

しかも本件整理解雇の対象者は、全員が永年にわたって過酷な炭鉱の労働環境の下に従事し、会社のために働いてきたものである。また、いずれも停年が近いため、再就職が極めて困難であるだけでなく、本件整理解雇によりその将来設計に大きく打撃を受けるものである。

このように、右の整理基準は、いかなる点からみてもとうてい合理的なものとはいえない。

五、以上のように、本件整理解雇の意思表示は無効である

従って、原告らは被告に対し、別紙請求目録のとおり、各停年退職年月日まで、被告の一般職の社員として、過去六ケ月の平均賃金額である各月額賃金額の賃金請求権を有する（賃金支払日は、毎月末締切り、翌月一五日払い）。

よって、請求の趣旨のとおりの裁判を求めて本訴に及んだ次第である。

昭和六三年七月一九日

石原告ら代理人　佐伯静治　他

福岡地方裁判所　御中

当事者目録

原告　小柳康治
原告　杉本一男
原告　田中教幸
原告　稲田明馬
原告　西山正勝
原告　松尾智博
原告　桑原孝之
原告　小山秀之
原告　山田勝
原告　中島幸男
原告　江崎嘉徳
原告　柳迫護
原告　村上和行
原告　井口勝吉
原告　松永隆伸
原告　松尾進
原告　吉川恵一
原告　田中順一
原告　戸上謙治郎
原告　西山順司
原告　江藤桂治
原告　本袈裟助
原告　村上守
原告　角清美

原告ら訴訟代理人
弁護士　佐伯静治
同　藤本正
同　小島肇
同　田中利美

被告　三井石炭鉱業株式会社
石代表者代表取締役
結城久三
（住所など省略）
（請求目録省略）

資料

消費税導入と原油関税廃止反対に関する指令

政府・自民党は、七月十九日に開会された第一一三回臨時国会において、消費税導入をはじめとする税制改革を実施しようとしているが、最近、この消費税導入に関連して、石油業界や自民党内の一部が石特会計の財源である原油関税を廃止しようとする動きを示している。これは、自民党の税制改革案が、石油に関しては消費税三%を単純併課しようとしていることから、石油業界が支出増となるため、原油関税を廃止しようとするところにある。

この動きに対して通産省石炭部は、①八次策遂行に必要な財源は確保すること。②改革に当たっては、まず財源手当（一般会計からの繰り入れ）が先決で、これが完了したのち関税を廃止すること。③石特会計制度はあくまでも存続すること。の三点を申し入れ、自民党内でも大筋了解の方向にあるとしている。

一方、石炭業界は、①原油関税の廃止は反対である。②かりにそれが阻止できない場合でも石特会計はなんとしてでも存置させる。との態度であり、関係先に働きかけている模様である。

すでに周知のように、石特会計は昭和四十二年度以来、原・重油関税で成り立っており、現有炭鉱に使われている約四百億円のほか、鉱害対策、産炭地域対策、雇用対策などを含めて、現在、約千三百億円が予算化されている。

われわれにとって、この予算額は決して十分なものとはいえないし、八次策そのものについてもこれまで反対してきた。しかしまがりなりにも石炭政策が存続し得るのは、過去、炭労や炭労政治局員のたたかいによって、原・重油関税を財源とした石特会計が存置されてきたからであって、この原・重油関税が廃止されると、石特会計自体が無し崩しに消滅の方向に向うのは明らかである。

われわれは、このような判断に立って、今次消費税導入にからむ原油関税廃止の動きに対しては断固反対の姿勢を明確にし、もちろん、政府・自民党がもくろむ消費税導入そのものも阻止するため、あらゆる行動を展開するものである。

あわせて、八次策の補強・補完のたたかいをさらに強力に推進するとともに、九次策を展望した諸作業を早急に取り組むこととする。

一、消費税導入などの政府・自民党による税制改革を粉砕するため、その内容と不当性を全組合員に周知徹底させること。あわせて、消費税導入案にからむ原油関税廃止の動きについても教宣活動を強めること。

二、消費税導入および原油関税廃止の動きについては、産炭地域においても重大な関心事であり、各産炭地域自治体や住民、県評や地区労など関係先と連携を密にして、可能な諸行動を展開すること。

三、その他（略）

（参考・単純併課＝現行の課税率に新課税率を単純に上乗せすること）